

# 市P連たより

令和3年3月 発行

五泉市小中学校PTA連絡協議会

**SNSは便利で楽しいもの…しかし…名誉棄損・迷惑条例違反・肖像権の侵害・著作権法違反など、使い方に気を付けないと犯罪につながってしまいます。**

今や、私たちの生活になくてはならない情報インフラ、インターネット。大人も子どもも、そこから大きな恩恵を受けています。一方で、誤った使い方で、自分や他者に大きな不利益を与えてしまう場合があります。

## 「デジタルタトゥー」知っていますか？

デジタルタトゥーとは、

インターネット上で一度公開された書き込みや個人情報、写真などは、一旦拡散してしまうと、完全に削除するのが不可能であることから、入れ墨（タトゥー）に例えてこう呼ばれています。



▼有名人の発言にイラっときたので、SNSにいい加減な情報を匿名で書き込んだ。

⇒警察等では匿名でも発信者の特定ができます。名誉棄損等で突然多額の損害請求が届く場合もあります。

▼家の中でなにげなく撮った写真をSNSに載せておいた。

⇒写り込んだ景色などから住んでいる場所が特定され、待ち伏せなど怖い思いをすることもあります。



▼恥ずかしい写真をグループ限定公開で載せた。

⇒写真がスクリーンショットされてグループ外に流出した。

▼ネットで噂になっていることを真偽も考えず、自分も拡散した。

⇒拡散による被害を訴えられた。

▼いたずらのオモシロ動画が撮れたのでネットにアップした。

⇒内容によっては逮捕されます。

これらの“過去”がネットの世界では半永久的に残ります。デジタルタトゥーです。

企業によっては、採用予定者の過去の投稿を検索するところもあるといいます。子どもの時であっても、一時の感情で安易にネットと関わると、後で後悔しきれないことになる場合もあります。

個人情報というに及ばず、写真等のアップロードにも慎重さが欠かせません。現実社会で相手を目の前にして言えないことは、ネットの世界でも言ってはいけません。

【新潟県いじめ等の対策に関する条例 第8条】

保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

# インターネット上の危険から

## 子どもを守りましょう

そのために

### 1 まず、お子さんのインターネットの利用状況を知る

ネットにどれくらいの時間接続をしているかも大切ですが、どんな情報を発信しているのか、誰とやり取りをしているのか、について知ることも欠かせません。

- ・ ネット中毒の危険（決めた時間に自分で止められますか？）  
（止めさせると不機嫌になりませんか？）
- ・ 個人情報漏洩の危険（個人が特定できる情報や写真をアップしていませんか？）
- ・ 誰かを傷付ける危険（暴力的な言葉を使っていませんか？）  
（いじめの加害者になっていませんか？）
- ・ 誰かから傷付けられたり犯罪被害に遭ったりする危険



### 2 その上で、自分の家庭のルールを作る

親が一方的に決めても、子どもは守り続けることができません。子どもになぜルールが必要なのかをよく理解させた上で、お子さんと話し合っただけでルールを作りましょう。ポイントは、少し頑張ればやれるレベルから、ルールが守れているときに大いに認め褒めることです。

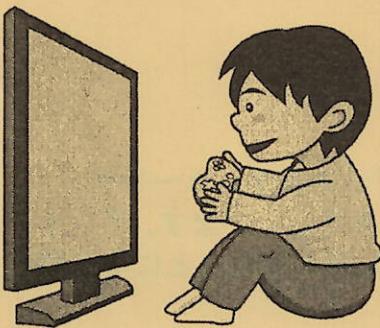
例えば、

- ・ 名前や住所、写真は載せない
- ・ 利用は家族みんながいる部屋で
- ・ 現実社会で会わない人とのやり取りはしない
- ・ 夜〇時以降は使用を止めて、機器を保管場所におく
- ・ 困ったことがあったらすぐに家族に相談する など
- ・ 他の人を傷付ける行為は絶対しない
- ・ 一日の使用時間は合計〇時間まで

### 3 子どもの発達に応じたフィルタリングを設定する

フィルタリングをかけずにネットに繋がる機器を与えることは、自転車に乗れない子にいきなりスポーツバイクをあずけるのと同じ。まずは補助輪を付けて、親が後ろから押さえてあげて・・・です。

- ・ 携帯会社が提供するフィルタリングサービスやフィルタリングアプリを利用
- ・ 機器に用意されたペアレンタルコントロールの機能を活用



お子さんがネットの落とし穴にはまらぬように、教え支えてあげられるのは保護者、ご家族です。

子どもの教育についての第一義的責任が、私たち保護者にあることはもちろんですが、何よりもかわいい子ども達が、危険に巻き込まれず、また良い習慣を身に付けられるように支援してあげましょう。

【教育基本法 第十条】

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。